港区内の

店舗、オフィスでの木材利用を応援します。

国産木材を内装、家具などに使うと、木材使用量に相当する CO2 固定量を港区が認証します。

港区は、日本の森林整備と地球温暖化防止に貢献するため、テナントオフィスや店舗での国産木材の使用を促進する「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」を平成 25 年 9 月 1 日から施行しました。
ビルに入居する際や、内装をリニューアルする際に※協定木材または国産の合法木材を内装材や家具などに使用すると、その使用量に相当するＣO2 固定量を港区が認証し証書を交付します。

＊協定木材とは、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（63 自治体：平成 25 年 8 月現在）から産出される木材をいいます。この協定では、協定自治体が伐採後の再植林を保証しています。これによって『木を伐り、有効に使い、また植えて育てる』という、CO2 をたくさん吸収する健康な森のサイクルを確立することができます。

木は炭素のかたまり

森林は、大気中のＣO2 を吸収し、光合成により成長します。木は炭素の貯蔵庫で、建物や家具に使われている間は吸収したＣO2 を放出することはありません。木材による炭素固定は、重要な地球温暖化防止対策であることが、世界的に認知されています。

ホームページはこちら

www.uni4m.or.jp

港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

概　　要

オフィス、店舗等のテナント事業者の皆さんが、内装や外装に木材を使用したり、木製家具を購入して使用する場合、その木材使用量に相当する二酸化炭素固定量を区が認証し、認証書を交付します。

対象者

港区内の事務所、店舗等のテナント事業者

対象となる木材と使用方法

協定木材または国産合法木材を使用した内外装材、家具、等

木材使用量【基準値】

床面積 1 ㎡につき 0.001 ㎥を超える量の協定木材等を使用してください。（例えば、500 ㎡の店舗の場合 0.5 ㎥超です。使用量がよくわからない場合はお問い合わせください）

認証の申請方法

内外装工事又は家具の納入から 6 ヶ月以内に申請してください。
（申請書類はホームページからダウンロードできます。）

www.uni4m.or.jp

TOP＞「港区内で建築計画をお考えの方へ」

手続きのフロー

段　階	手続き	提出書類
木材製品の情報、申請書類の作成方法など、何でもお気軽にご相談ください。		
木材使用または木製家具の納入から 6 ヶ月以内	申請書の提出 ▼	■ 二酸化炭素固定量認証書交付申請書 ■ 国産木材使用数量・二酸化炭素固定量調書 【内外装材の場合】 ■施工図面 ■対象木材の納品書（写し） ■施工写真（下地） 【家具の場合】 ■納品書（写し） ■木材使用量の証明書類（メーカー作成）
審査～認証	書類審査・現地確認 ▼ 認証書の交付	

認証書の交付

書類審査及び現地確認の後、木材使用量に相当する二酸化炭素固定量認証書を申請者に交付します。

制度に関する問い合わせ先

港区環境リサイクル支援部環境課
地球温暖化対策担当
TEL : 03-3578-2494

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局
TEL : 03-3578-2477
〒105-8511　港区芝公園 1-5-25 港区役所 8F